

承認研修

根拠となる法令等

教育公務員の研修

(研修の機会)

教育公務員特例法第22条

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

四万十町立学校管理運営規則第38条

教員は、授業に支障のない限り、校長の承認を受けて、勤務場所を離れて本務に資する研修を行うことができる。

承認研修

		校長	担当	各人
1	事前に関係書類を添えて、「研修承認申請書」を提出			○
2	研修の承認	○		
3	出勤簿に研修の表示		○	
4	研修			○
5	「研修報告書」により速やかに校長に報告			○
6	4－1－4 6 研修承認申請書・報告書ファイルへ原本を保管		○	

(第22号様式)

平成●×年 1 月 10 日

学校長 様

職名 教諭

氏名 四万十 花子

印

研修承認申請書

下記のとおり勤務場所を離れて研修を行いたいので、四万十町立学校管理運営規則第38条第1項の規定により下記のとおり承認されるよう申請します。

記

1. 研修期間	平成●×年 1月23日 12時45分 ~ 平成●×年 1月23日17時30分 (研修期間平成●×年1月23日 13時30分~平成●×年 1月23日16時45分)
2. 研修場所	高知市○○センター 連絡先(電話番号 088-8△△-××××)
3. 研修内容	(研修会名・研修テーマ) 小学校外国語活動研究協議会・外国語活動研修 (具体的内容) 児童生徒が外国語活動を通してコミュニケーション能力を身に付けることができるような授業づくりをするための指導技術を学ぶ。 (研修成果活用の方策) 習得した技術を他の教職員にも伝えとともに、今後の外国語の授業で活かし、子どもたちに力を付けていく。

承認する

承認しない

- ・授業等校務に支障がない
- ・職務遂行と密接に関連している
- ・資質、指導力向上につながり、児童生徒に還元できる
- ・社会的に見て妥当性が認められる

等の全てを判断した上で承認を行うこと。

※自宅研修という名を借りて、自己用務や休養は、教特法第22条第2項の趣旨を逸脱した行為となります。

※勤務時間内に行われる研修会の参加に限ります。

土佐 太郎

印

(第23号様式)

学校長 様

平成●×年 1 月 27 日

原則として、研修終了後、
1 週間以内に提出しなければ
ならない。

職名 教諭

氏名 四万十 花子

印

研 修 報 告 書

先に承認された研修を下記のとおり実施したので四万十町立学校管理運営規則第 38 条第 2 項の規定により報告します。

記

1. 研修期間	平成●×年 1 月 23 日 13 時 30 分から 平成●×年 1 月 23 日 16 時 45 分まで
2. 研修場所	高知市○○センター
3. 研修成果	前半は高知県○○から来ていただいた講師による講義を受けた。色々な授業活動の報告を聞き、日々の授業で活用できる内容がとても参考になった。 後半はグループ別で演習を行い、数名が実践を行った。 今後は本校の外国語授業に取り入れ、子どもたちのコミュニケーション能力アップにつなげていきたい。

移動時間を含めず研修
時間を記載する。

校長は、必要に応じて研修
成果の詳細について報告を
求めることができる。